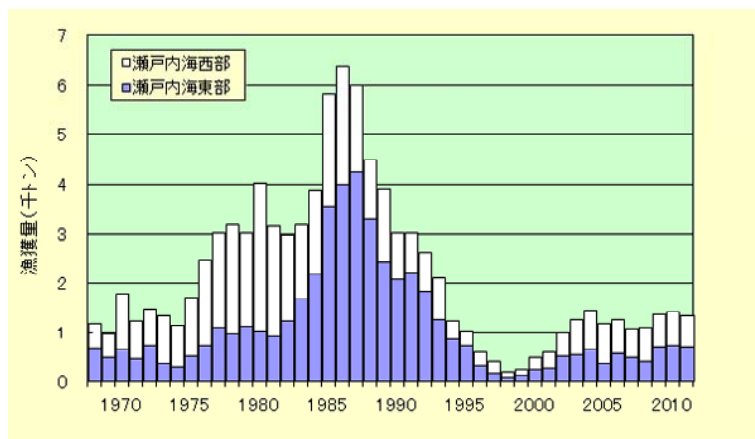
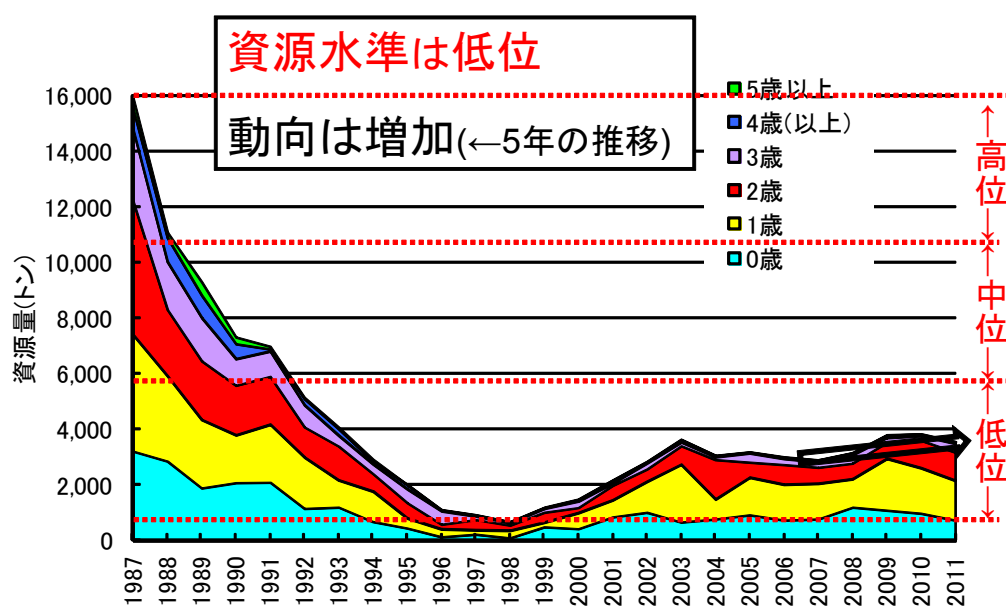


平成 2 5 年度 さわら広域資源管理の取組（案）

サワラ広域資源管理の推進における共通認識(案)

- 平成24年度以降の取組については、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で構築された体制を基に、「さわら検討会議」、「サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会」、「瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会」において検討を行い、漁獲管理と種苗放流の取組を一体的に推進することとしている。
- 今後、サワラ資源の適切かつ効率的な管理を推進するためには、
「サワラ資源は回復傾向を示しているものの、資源評価はいまだ低位であり、引き続きサワラ資源の維持・回復に向けた取組の継続が必要」
 との共通認識により、漁獲管理、種苗放流の検討及び実施を行うこととする。

年別年齢別資源量推定値



[資料] サワラ瀬戸内海系群の資源状況(平成24年度資源評価結果)

平成 25 年度 さわら広域資源管理の取組（案）

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	漁獲量→年間 40 トンを上限
	さわら船曳網	漁獲量→年間 2 トンを上限
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

(2) 種苗放流

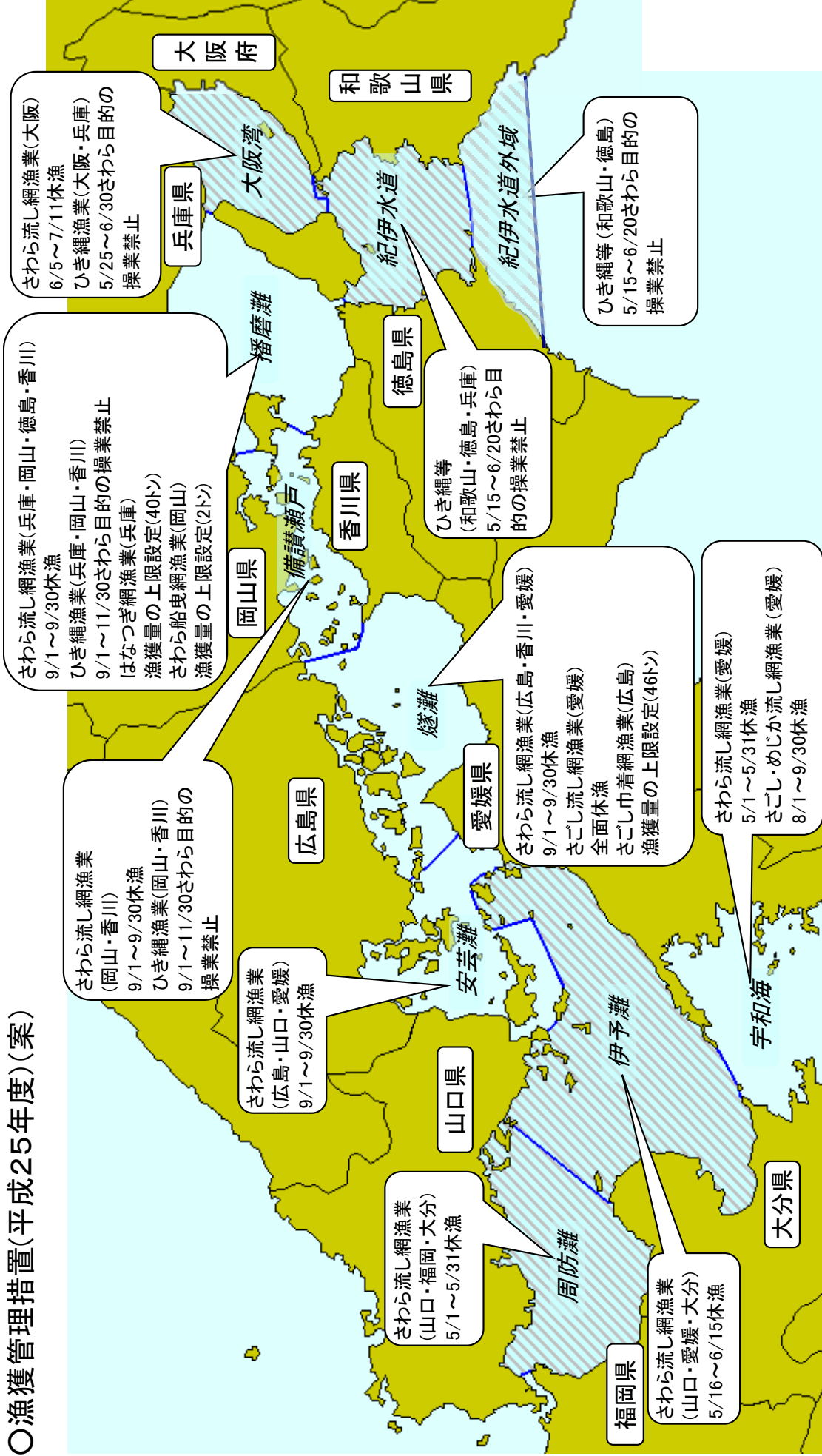
瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、(独)水産総合研究センターとの連携・協力の下で、さわら種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

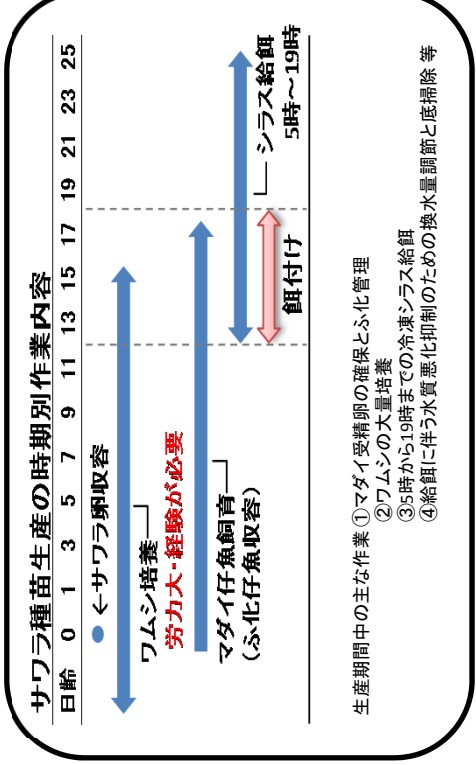
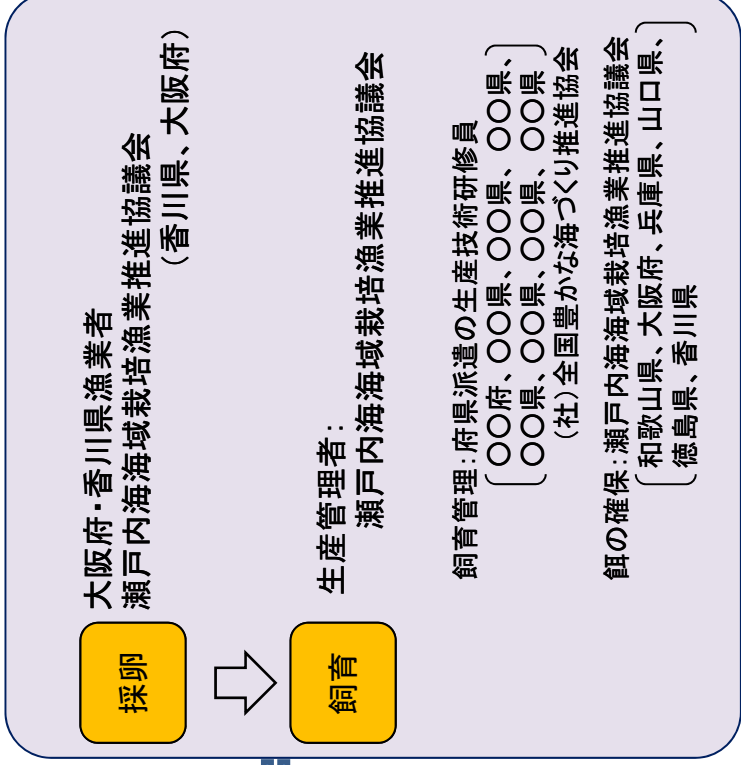
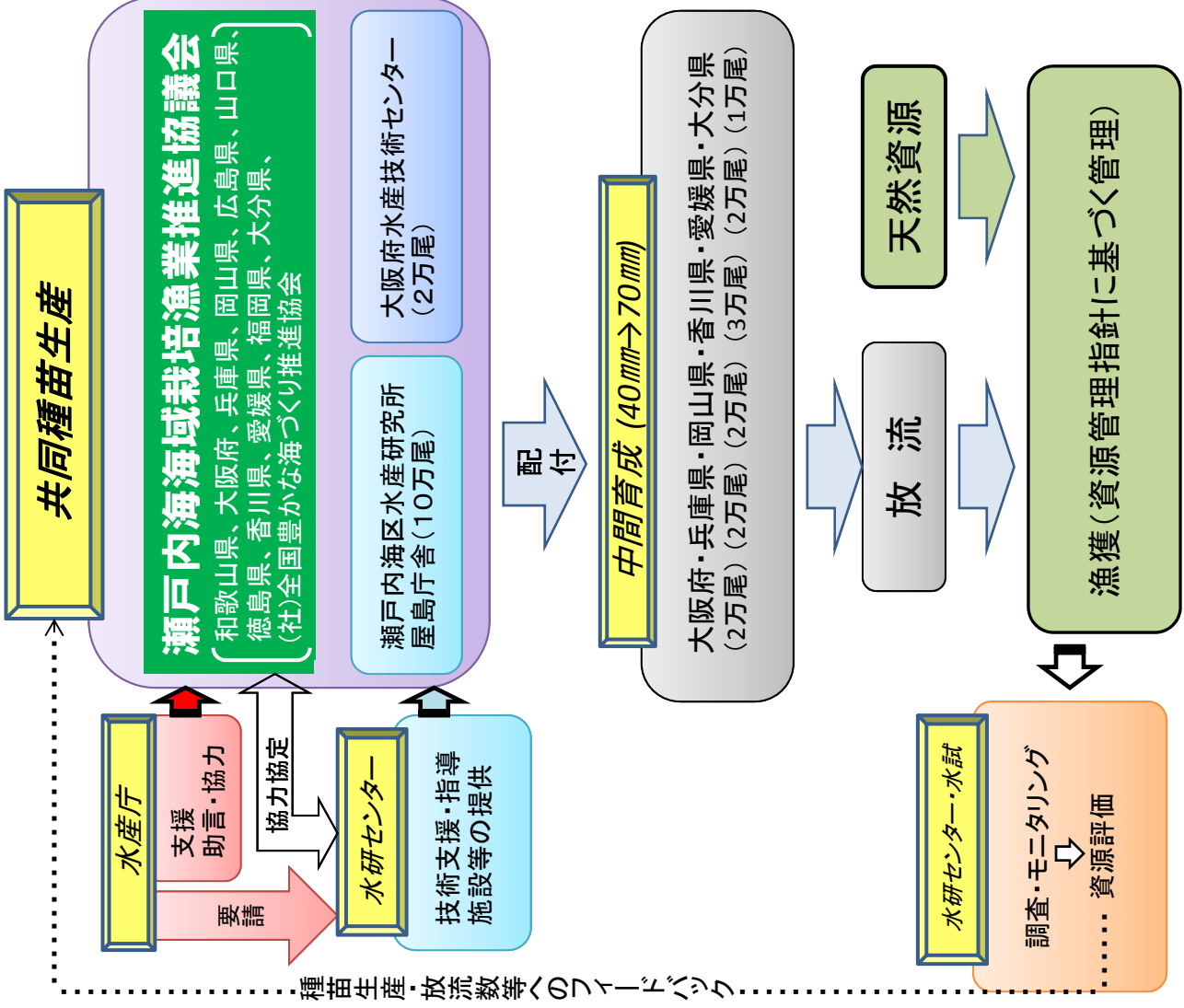
上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○漁獲管理措置(平成25年度)(案)



※斜線部分は、春漁を規制
※さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

サワラ共同種苗生産・放流体制(H25案)



瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 原 一郎

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p>

	<p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
<p>播磨灘</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市牛窓町との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串崎を結んだ線</p>
<p>備讃瀬戸</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市牛窓町との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串崎を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>

<p>隧灘</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白埼を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
<p>安芸灘</p>	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 <ul style="list-style-type: none"> ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白埼を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌埼と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 <ul style="list-style-type: none"> コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市齋島西端を結んだ線
<p>伊予灘</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除</p>

	いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白埼を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止

播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
		はなつぎ網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十トン以下とする
		さわら船曳網漁業におけるさわらの年間漁獲量を二トン以下とする
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

放流効果調査実施計画書

1 試験操業の目的

人工生産したサワラの放流効果を把握するため、さわら流網による試験操業を行う。

2 漁法：さわら流網

3 実施機関：岡山県農林水産総合センター水産研究所

4 試験の内容

(1) 試験操業の時期等

平成25年9月から10月の間に5日実施予定（1隻×5日）

(2) 操業方法

各実施日1隻、1回操業時間(概ね17:00～22:00)

(3) 調査協力者：牛窓町漁協流網漁業者を予定

(4) 網の目合い等：2.7寸（8.2cm）

(5) 調査予定海域

黄島沖以東の岡山県海面



(6) その他

調査当日は、水産研究所もしくは水産課職員が乗船する。

平成 25 年度新規加入量調査（試験操業）実施計画書

1 目的

サワラ平成 25 年発生群の新規加入量の動向を把握する。

2 実施機関

香川県水産試験場

3 漁法

さわら流しさし網

4 内容

1) 時期と回数

平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までの期間に、6 回実施する。

2) 協力者

鴨庄漁協所属

3) 使用漁船

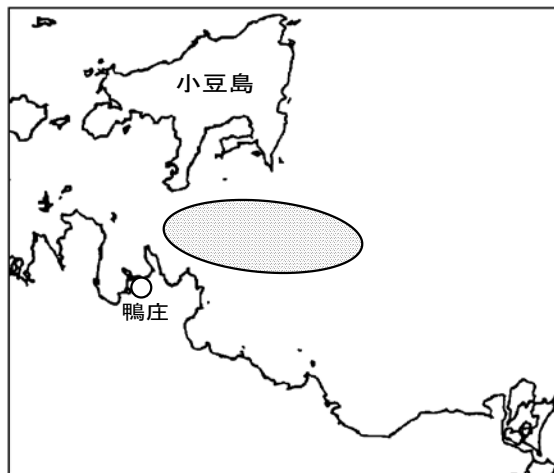
4.85 トン

4) 使用網

網目：2.7 寸（8.2 センチ） 長さ：15 反

5) 海域

地蔵崎と大串崎を結んだ線以东の香川県海面



調査予定海域

5 瀬戸内海広域漁業調整委員会への報告

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示により、さわら流しさし網に使用する網目は 10.6 センチ以上と規定されているので、当該委員会への報告を必要とする。

周防灘における休漁期間の変更要望に係る調査実施計画（山口県）

1 調査目的

周防灘におけるサワラ回遊時期の遅れ及びサワラ産卵時期の遅れ・長期化が懸念されており、効果的な資源管理を実施する目的で漁業者から出されている「周防灘における休漁期間の変更要望※」について、休漁期間を変更した場合の資源管理効果を検証するため試験操業を実施する。

※現行「5/1～5/31」⇒変更後「5/16～6/15」

2 調査漁法

さわら流さし網

3 調査実施機関

山口県水産研究センター内海研究部

4 調査内容

(1)試験操業の実施期間

平成25年4月～6月（4月1回、5月3回、6月2回実施予定）

(2)操業方法

各実施日2隻、1回操業（概ね17:00～24:00）

(3)調査実施船

さわら流さし網漁船（山口県漁業協同組合宇部岬支店所属船を予定）

(4)使用漁具（通常使用漁具）

- ①網目：10.6cm以上
- ②長さ：16反（約1,500m）

(5)調査海域

周防灘における山口県内海（右下図参照）

(6)調査項目

- ①漁獲尾数、性別、尾叉長、重量
- ②生殖腺重量、吸水卵の有無

5 その他

- (1)試験操業時は県職員が乗船する
- (2)試験操業以外にサワラ買取調査を実施予定

